

第3次湖西市男女共同参画 推進計画案

※平成28年1月15日現在

平成28年3月
湖西市

はじめに

検討中

目次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 策定のポイント	1
4. 計画の位置づけ	2
第2章 湖西市の現状と課題	3
1. 湖西市を取り巻く環境	3
2. 市民意識調査	6
3. 前回計画の評価	15
第3章 施策の内容	19
1. 基本理念	19
2. 目指すべき方向性	19
3. 施策の体系	20
4. 基本目標及び施策の方向	22
基本目標1 男女の人権の尊重	22
基本目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶	23
基本目標3 制度及び慣行への配慮	25
基本目標4 男女が対等に参画する機会の確保	27
基本目標5 家庭生活と社会生活の両立	30
基本目標6 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮	33
基本目標7 国際的協調	35
第4章 計画の推進	37
1. 計画を推進する体制の整備	37
2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開	38
3. 数値目標の設定による推進	38
第5章 参考資料	41
1. 計画策定の経緯	41
2. 委員名簿	49
3. 用語解説	49

第1章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

湖西市では、平成13年3月に「輝く未来を...女と男プランこさい」（第1次計画）を、平成23年3月に「女と男プランこさい(改訂版)」（第2次計画）を策定し、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる場で家庭の責任も社会の責任も分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。しかしながら解決しなければならない課題は未だ多く存在しています。

現行の計画である第2次計画の計画期間が平成27年度末をもって満了となること、また、平成27年4月1日に施行された「湖西市男女共同参画推進条例」を踏まえた取り組みが必要なことから、施策の進行状況や社会情勢の変化により生じた課題等に対応した、新たな「第3次湖西市男女共同参画推進計画」を策定しました。

2. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
前回計画								
今回計画	見直し・計画策定							
次回計画						見直し・計画策定		

3. 策定のポイント

(1) 湖西市男女共同参画推進条例を踏まえた取り組みの反映

男女共同参画社会の形成に関する取り組みを、より総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成27年4月1日に施行された「湖西市男女共同参画推進条例」を踏まえた取り組みを反映しました。

(2) 社会経済情勢を踏まえた取り組みの反映

防災対策の推進における女性の視点の必要性、セクシュアル・ハラスメントだけではなく多様なハラスメント問題など、社会経済情勢を踏まえた取り組みを反映しました。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づいた計画です。国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」と整合を図ったものとして策定します。

また、「新・湖西市総合計画」や市の諸計画との調和が保たれた計画とします。

第2章

湖西市の現状と課題

第2章 湖西市の現状と課題

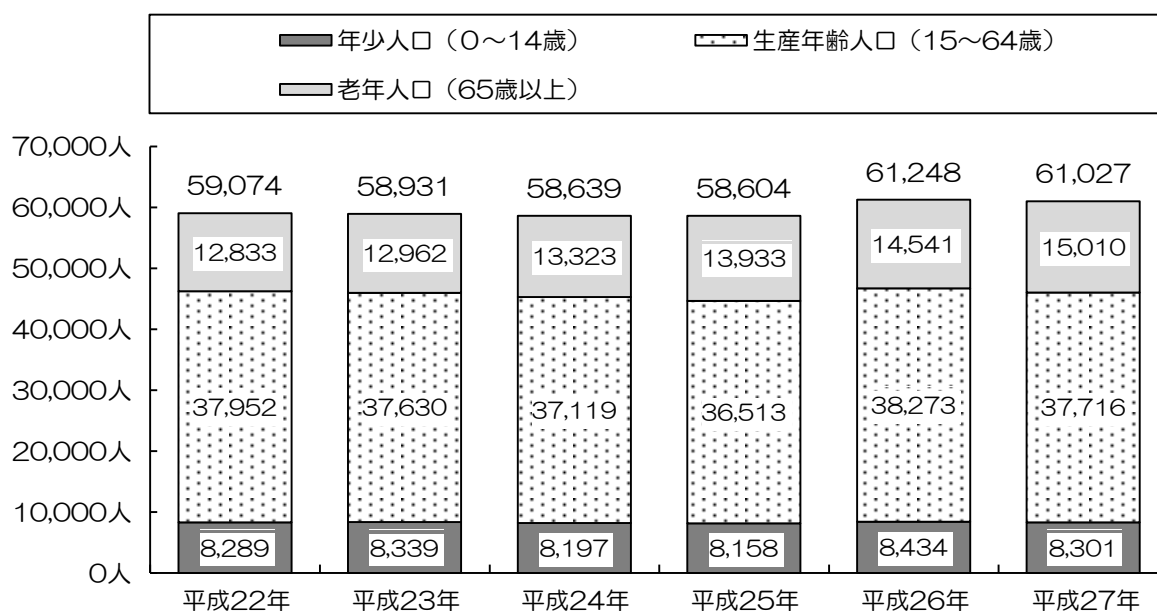
1. 湖西市を取り巻く環境

(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成27年に行われた調査では61,027人となっており、平成26年に6万人を上回っています。平成22年以降、年少人口は8千人台を維持していますが、老年人口は増加傾向にあり、高齢化が進行しているといえます。

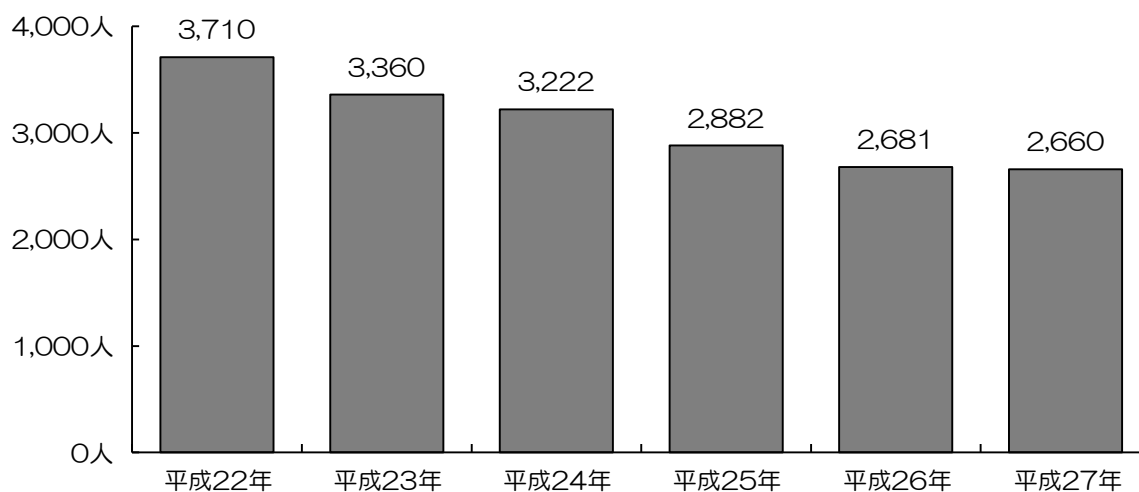
外国籍人口は、平成27年では2,660人となっており、平成22年以降、減少傾向にあります。

<総人口及び年齢3区分別人口の推移>



資料：湖西市（3月末現在）

<外国籍人口の推移>



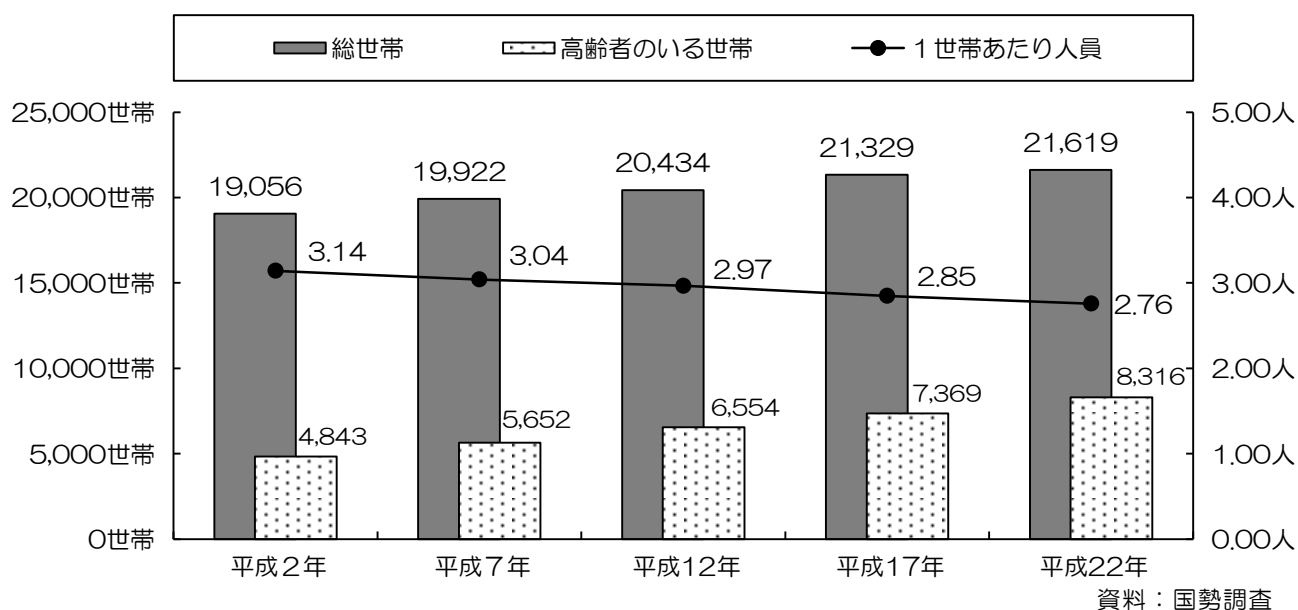
資料：湖西市

(2) 世帯の状況

総世帯は、平成22年に行われた国勢調査では21,619世帯となっており、増加傾向にあります。特に高齢者のいる世帯の増加が大きく、平成22年では総世帯の38.5%を占めています。

1世帯あたり人員は減少傾向にあり、今後も多世代世帯の減少や高齢者単身世帯の増加による人員の減少が予想されます。

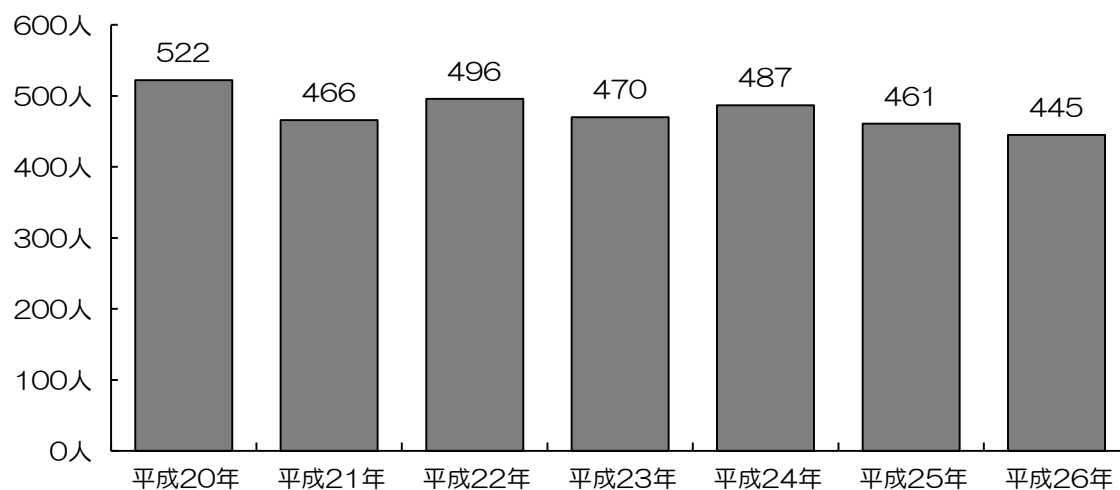
<総世帯及び高齢者のいる世帯、1世帯あたり人員の推移>



(3) 出生の状況

出生者は、平成26年では445人となっており、平成20年以降、微増減を繰り返しています。

<出生者の推移>



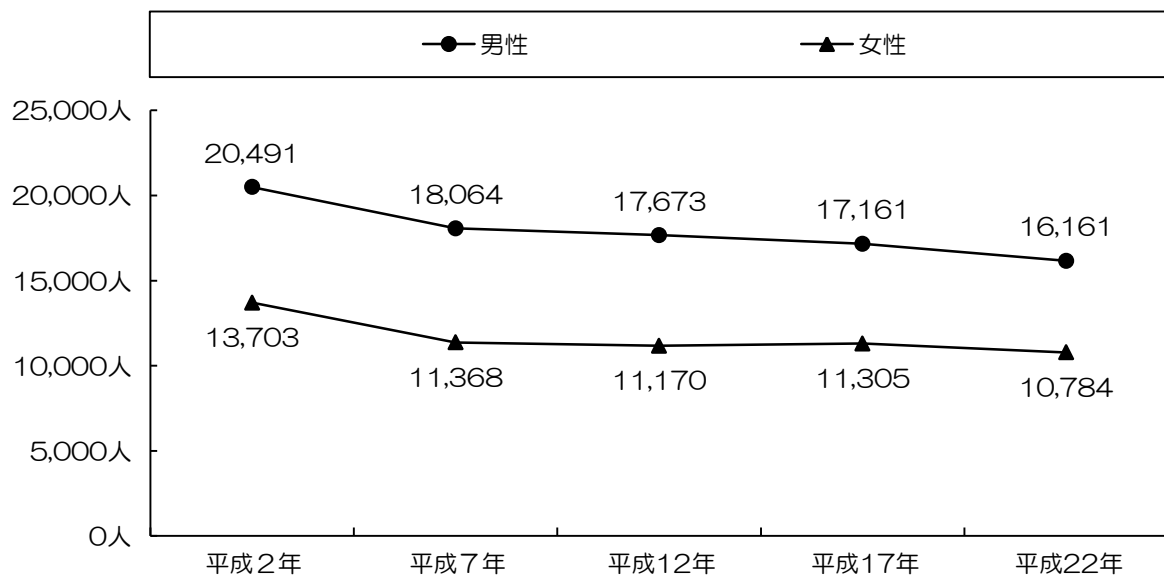
資料：静岡県人口動態統計

(4) 就業の状況

就業者は、平成22年では男性が16,161人、女性が10,784人となっており、平成2年以降、男女ともに減少傾向にあります。

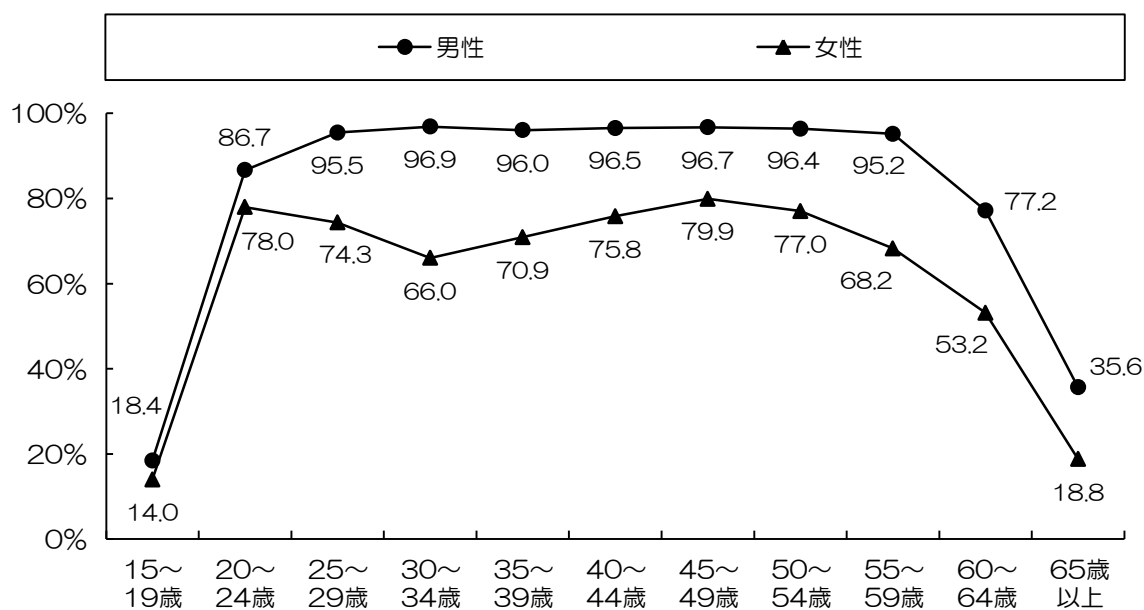
年齢階層別労働力率は、女性においては、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。

<就業者の推移>



資料：国勢調査

<年齢階層別労働力率>



資料：国勢調査

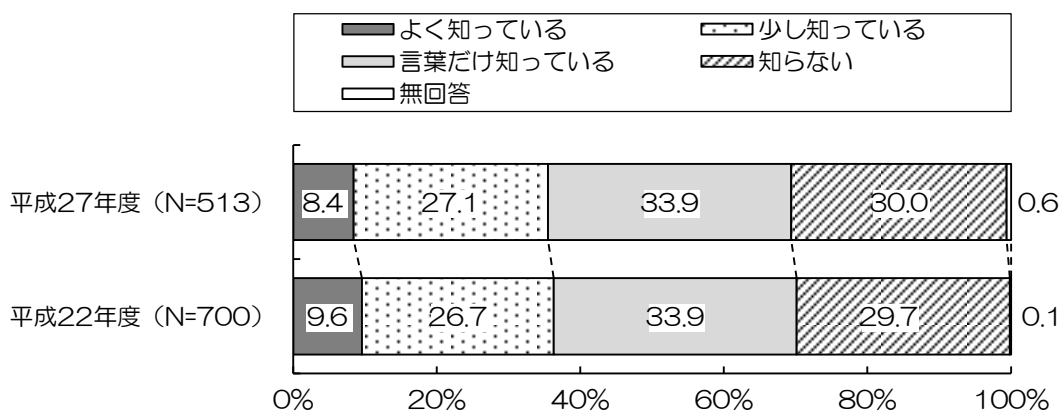
2. 市民意識調査

男女平等や男女共同参画社会の実現及び多文化共生に関する市民の考えや意見を聞くため、市内在住の18歳以上の男女1,500人を対象に男女共同参画・多文化共生に関する市民意識調査を行いました。有効回収数は513人、有効回収率は34.2%でした。

(1) 『男女共同参画』の認知

問9 『男女共同参画』という言葉・考え方についてどの程度知っていますか。

(1つを選択)

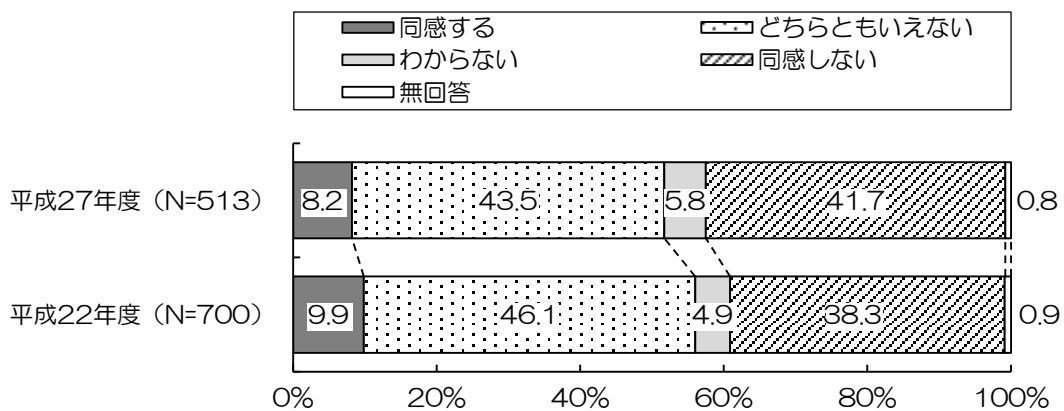


「言葉だけ知っている」が33.9%と最も多く、次いで「知らない」が30.0%、「少し知っている」が27.1%、「よく知っている」が8.4%となっています。経年比較でみると、「よく知っている」が平成27年度で8.4%と、平成22年度と比べて1.2ポイント少なくなっています。

(2) 性別役割分担意識についての考え方

問12 『男は仕事、女は家庭』というような男女の役割を固定的に考えること（性別役割分担意識）について、あなたはどのようにお考えですか。

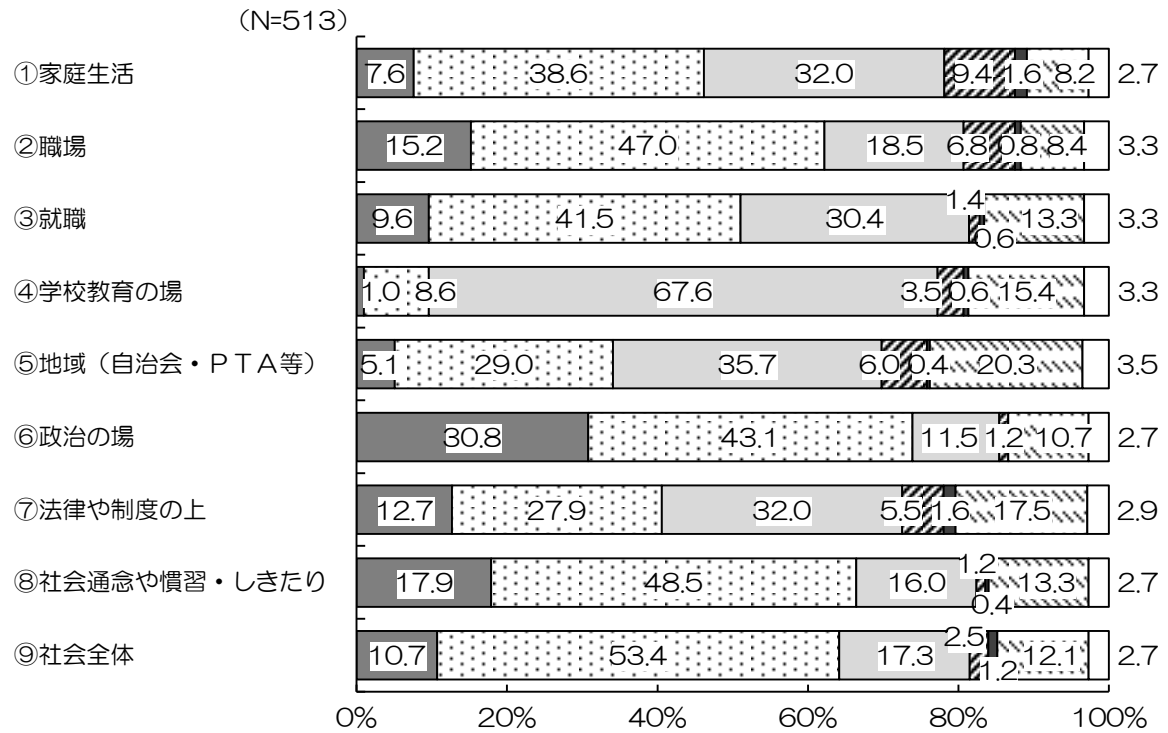
(1つを選択)



「どちらともいえない」が43.5%と最も多く、次いで「同感しない」が41.7%、「同感する」が8.2%、「わからない」が5.8%となっています。経年比較でみると、「同感しない」が平成27年度で41.7%と、平成22年度と比べて3.4ポイント多くなっています。

(3) 優遇度

問13 あなたは、次のことについて、男女の地位は平等になっていると思いますか。(それぞれ1つを選択)

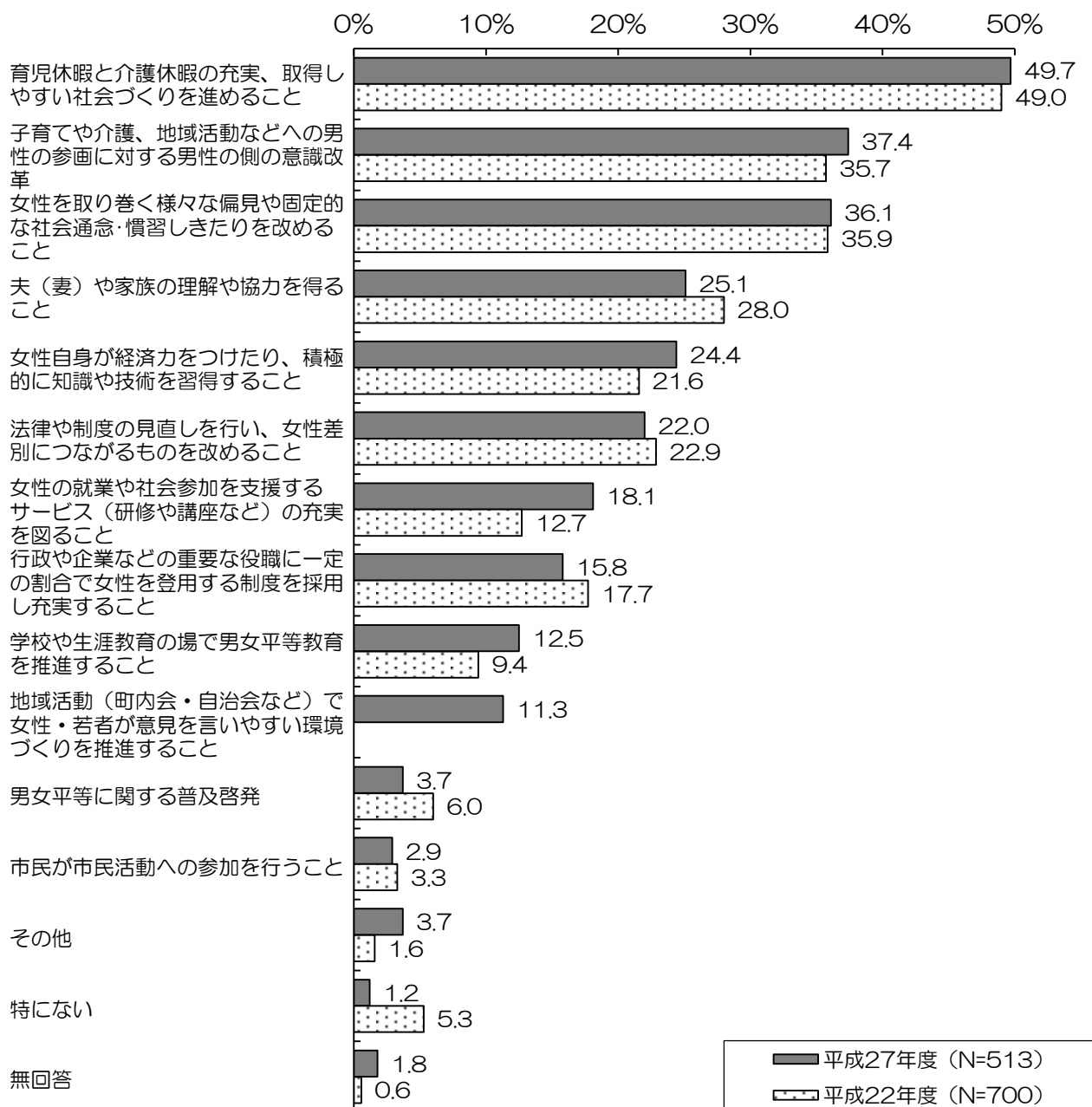


「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた『男性が優遇されている』は“⑥政治の場”で73.9%と最も多くなっています。一方、「どちらかといえば女性が優遇されている」と「女性が非常に優遇されている」をあわせた『女性が優遇されている』は“①家庭生活”で11.0%と最も多くなっています。また、「平等」は“④学校教育の場”で67.6%と最も多くなっています。

(4) 男女平等社会実現のために大切なこと

問14 男女平等社会を実現するために大切だと思うことはどのようなことですか。

(3つまで選択可)

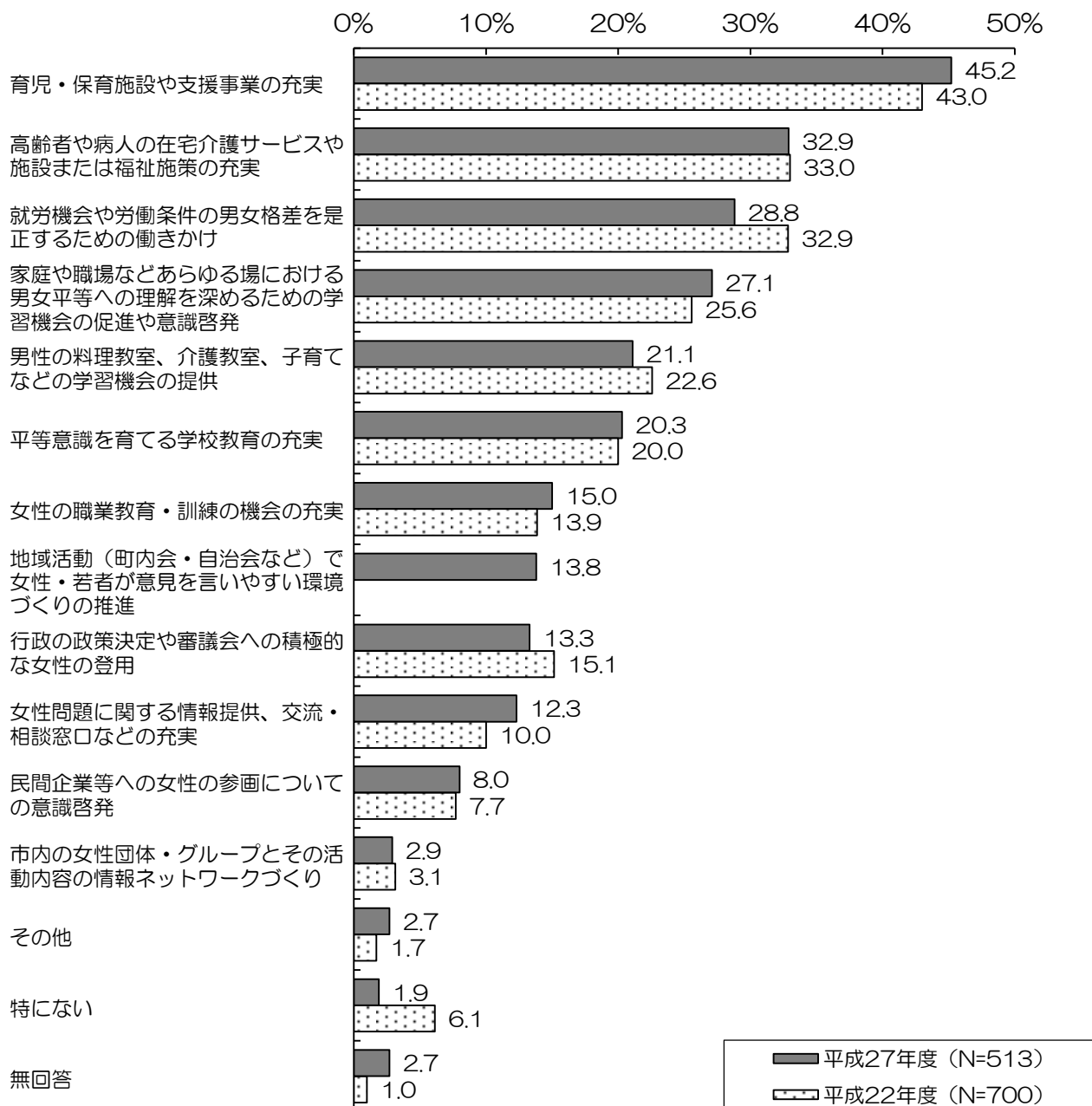


※選択肢「地域活動(町内会・自治会など)で女性・若者が意見を言いやすい環境づくりを推進すること」は平成27年度に新設

「育児休暇と介護休暇の充実、取得しやすい社会づくりを進めること」が49.7%と最も多く、次いで「子育てや介護、地域活動などへの男性の参画に対する男性の側の意識改革」が37.4%、「女性を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念・慣習しきたりを改めること」が36.1%などとなっています。経年比較でみると、「女性の就業や社会参加を支援するサービス(研修や講座など)の充実を図ること」が平成27年度で18.1%と、平成22年度と比べて5.4ポイント多くなっています。

(5) 男女平等社会実現のために行政が力を入れるべきこと

問15 男女平等社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。(3つまで選択可)



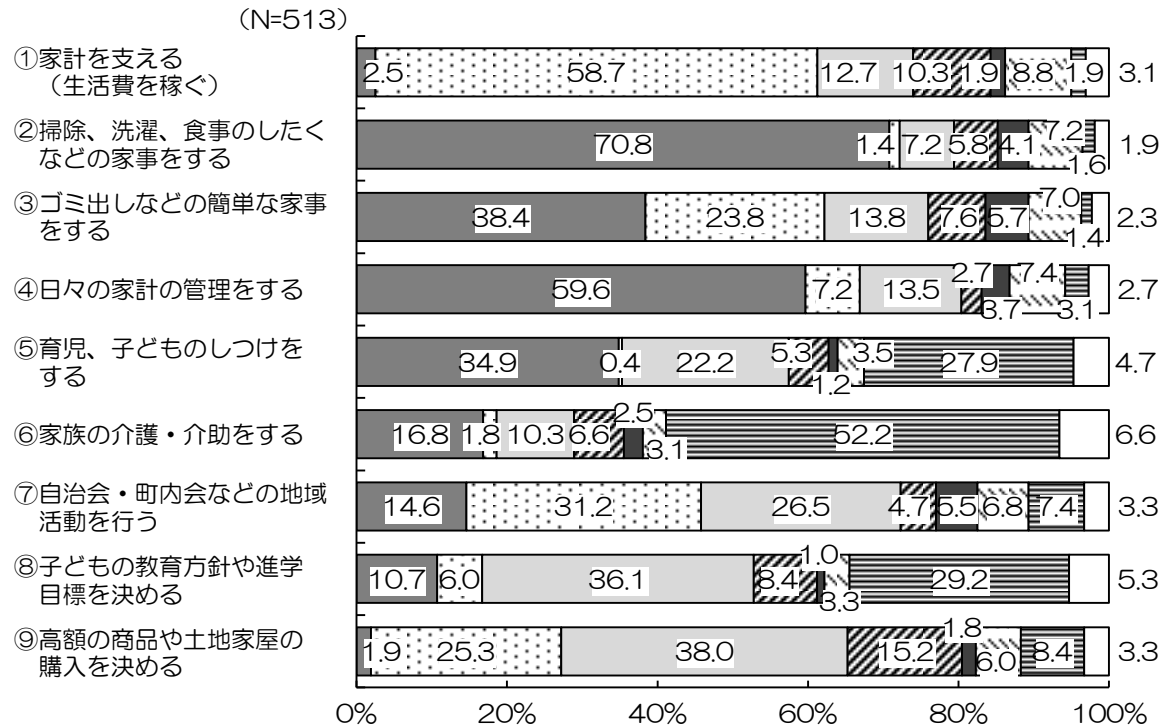
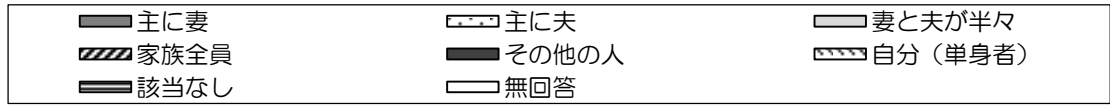
※選択肢「地域活動(町内会・自治会など)で女性・若者が意見を言いやすい環境づくりを推進すること」は平成27年度に新設
 ※選択肢「特になし」は平成22年度調査では「わからない」

「育児・保育施設や支援事業の充実」が45.2%と最も多く、次いで「高齢者や病人の在宅介護サービスや施設または福祉施策の充実」が32.9%、「就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ」が28.8%などとなっています。経年比較でみると、「就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ」が平成27年度で28.8%と、平成22年度と比べて4.1ポイント少なくなっています。

(6) 家庭生活における役割分担

問16 あなたのご家庭では、次のことがらについて主に誰が分担していますか。

(それぞれ1つを選択)

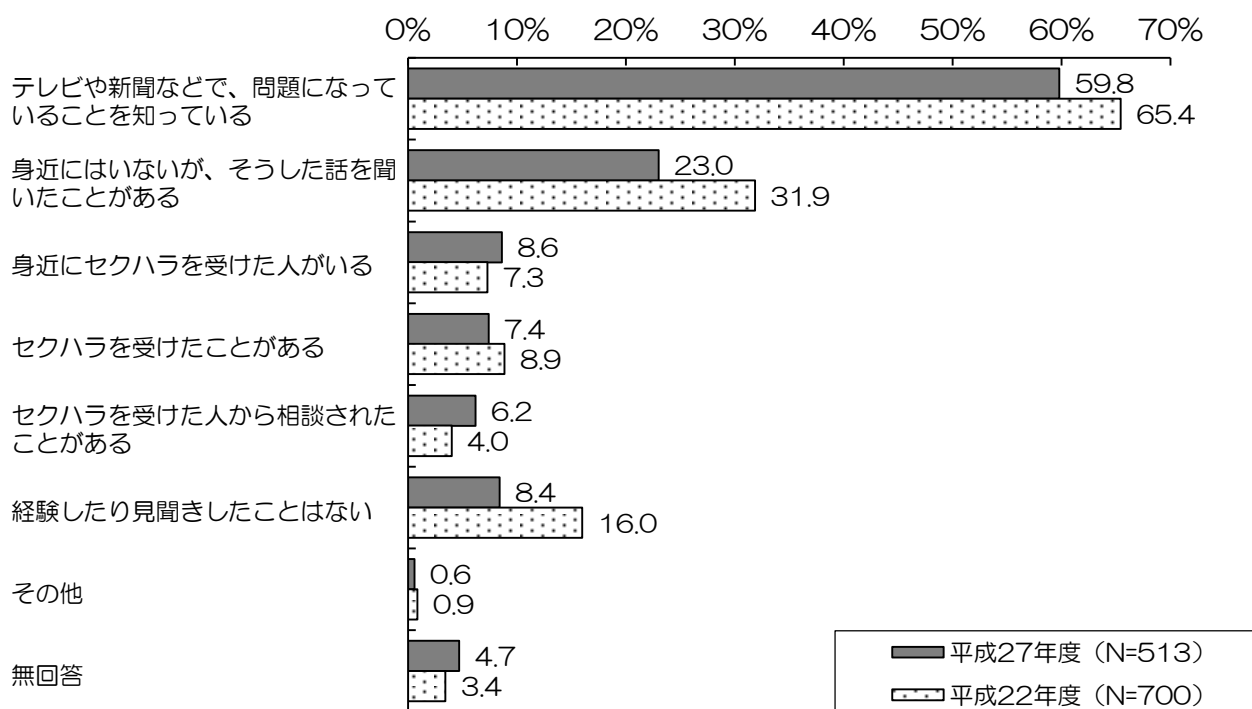


家庭生活の役割分担は、「主に妻」は“②掃除、洗濯、家事のしたくなどの家事をする”で70.8%と最も多くなっています。一方、「主に夫」は“①家計を支える(生活費を稼ぐ)”で58.7%と最も多くなっています。また、「妻と夫が半々」は“⑨高額の商品や土地家屋の購入を決める”で38.0%と最も多くなっています。

(7) セクハラ経験の有無

問24 あなたは、これまでに、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ・性的嫌がらせ）について経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。

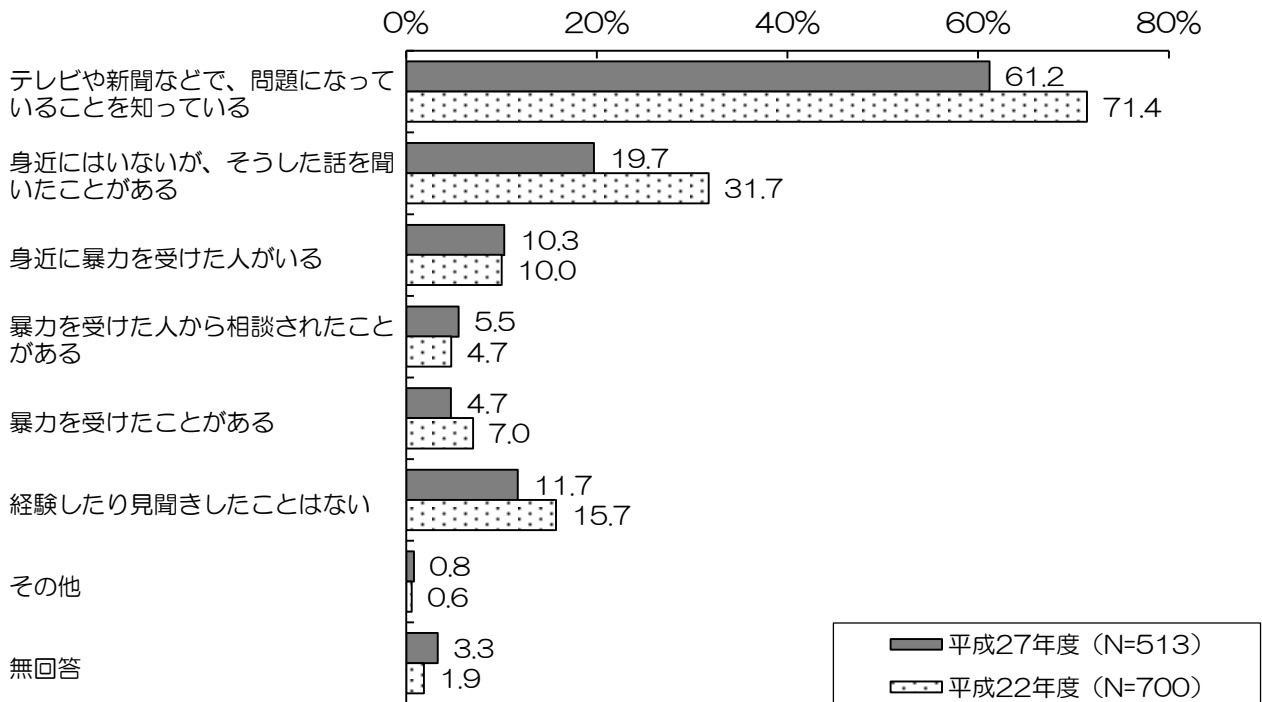
（あてはまるもの全て選択可）



セクハラ経験の有無は、「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が59.8%と最も多く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が23.0%、「身近にセクハラを受けた人がいる」が8.6%などとなっています。また、「セクハラを受けたことがある」は7.4%となっています。経年比較でみると、「セクハラを受けたことがある」が平成27年度で7.4%と、平成22年度と比べて1.5ポイント少なくなっています。

(8) DV経験の有無

問26 これまでに、夫・妻や恋人など親しい間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）について、経験したり見聞きしたりしたことがありますか。
（あてはまるもの全て選択可）

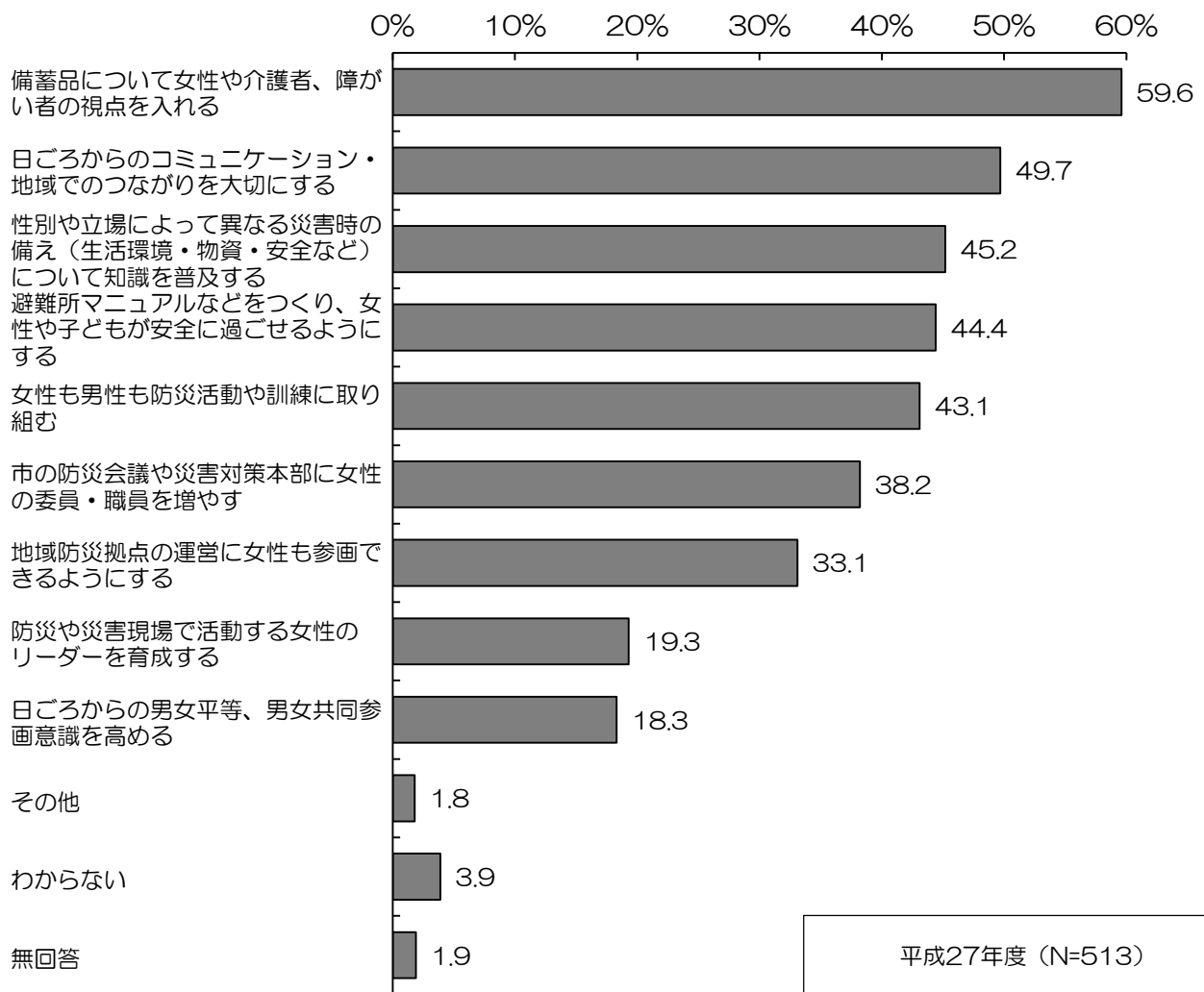


DV経験の有無は、「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が61.2%と最も多く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が19.7%、「身近に暴力を受けた人がいる」が10.3%などとなっています。また、「暴力を受けたことがある」は4.7%となっています。経年比較でみると、「暴力を受けたことがある」が平成27年度で4.7%と、平成22年度と比べて2.3ポイント少なくなっています。

(9) 災害対応への女性参画のために必要な施策

問29 東日本大震災では災害直後や避難所運営に女性が参画していない、平時の防災や震災対応に女性の視点がない等の問題が指摘されました。災害に備えるために、これからどのような施策が必要だと思いますか。

(あてはまるもの全て選択可)

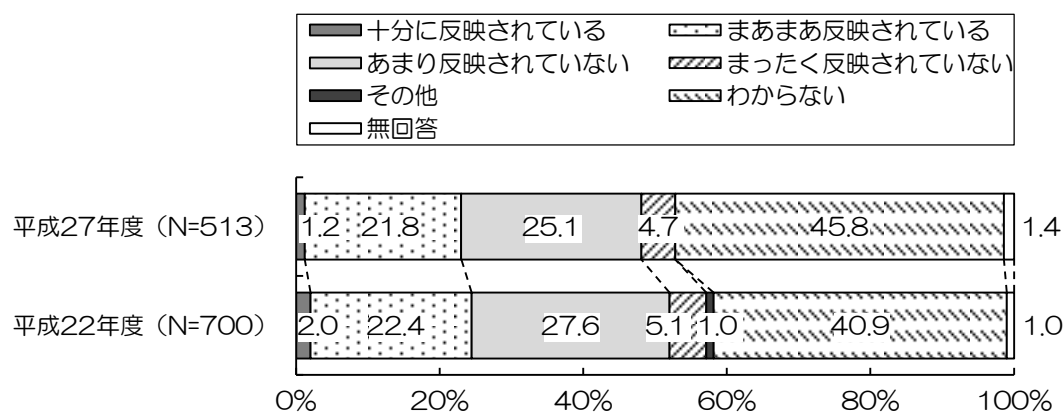


※この設問は平成27年度に新設されたため、経年比較はない

「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」が59.6%と最も多く、次いで「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」が49.7%、「性別や立場によって異なる災害時の備え（生活環境・物資・安全など）について知識を普及する」が45.2%などとなっています。

(10) 市政への女性の意見の反映

問32 あなたは市政に女性の意見が反映されていると思いますか。(1つを選択)



「あまり反映されていない」が25.1%と最も多く、次いで「まあまあ反映されている」が21.8%、「まったく反映されていない」が4.7%などとなっています。また、「わからない」が45.8%などとなっています。経年比較でみると、「十分に反映されている」と「まあまあ反映されている」をあわせた『反映されている』が平成27年度で23.0%と、平成22年度と比べて1.4ポイント少なくなっています。

3. 前回計画の評価

平成22年度に策定した「女と男プランこさい」では3つの基本目標を掲げ、計画を実行性のあるものにするために、数値目標として23の指標を設定しました。数値目標に対する評価は以下の通りです。

(1) あらゆる分野における男女共同参画の促進

人権尊重と男女共同参画意識啓発や理解促進を目指し、講演会やセミナーを開催してきましたが、残念ながら「男女共同参画」という言葉・考え方の認知度は、わずかながら下がるという結果になりました。しかしながら、「男は仕事・女は家庭」というような男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合は増加傾向にあることから、男女共同参画社会の考え方は徐々に浸透しつつあると考えられます。また、市の審議会などの女性委員の割合の増加は、着実に進展をみることができました。

今後も意識啓発や理解促進とともに、女性の参画があらゆる分野で推進されるように、女性人材の育成・拡充に向けた環境整備などの事業により強化していく必要があります。

(2) 仕事と生活の調和に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度や、家庭・職場など身近な場面での男女の地位の平等感が少しずつ向上しています。一方で、育児・介護休業の取得については残念ながら前回調査時よりも取得しづらく感じている人が増えています。

言葉や制度の認知度の向上を目指しながら、ロールモデルの紹介や環境整備への支援など今後の取り組み強化が必要です。

(3) 健康で安心して暮らせる環境の整備

平成24年度からの女性相談の設置や、あらゆる暴力の根絶を目指す「パープルリボン・プロジェクト」の実施など男女間の暴力の根絶のための取り組みが図られました。また、各種健診事業の継続や、不妊治療への支援事業も拡大して行われています。

DVや各種ハラスメントなど性の理解と尊重に向けた意識啓発活動を進め、また、様々な相談窓口の整備や関連機関との連携が重要です。

実績と目標値を比較をしてみると、目標値を上回る項目は残念ながら23項目中3項目ですが、目標値には届かなかったが計画開始時と比べて改善傾向が見られる事業が9項目あり、全事業の実施状況を踏まえて総合的に評価した結果、男女共同参画社会の実現へ向けた取組みが継続的に行われ、少しずつ成果として現れてきている段階であると考えられます。

< 前回計画の達成状況 >

項目	平成22年度 実績	平成27年度 目標値		平成27年度 実績
男女の固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	38.6%	45.0%以上	⇒	41.7%
「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度	70.3%	80.0%以上	⇒	69.4%
審議会等の女性委員の割合	30.2%	35.0%	⇒	33.8%
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	24.7%	30.0%以上	⇒	23.0%
自治会や子ども会、ボランティア、サークル等の活動に参加している人の割合	49.6%	60.0%以上	⇒	58.5%
自治会や子ども会、ボランティア、サークル等の活動に参加していない人で、グループや団体を知らない人の割合	19.0%	15.0%以下	⇒	19.4%
湖新楽交流会の参加団体・個人の数	11団体（人）	15団体（人）	⇒	18団体（人） （26年度）
ワーク・ライフ・バランスの言葉・考え方の認知度	43.1%	50.0%以上	⇒	47.4%
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合	55.1%	40.0%以下	⇒	46.2%
家事・育児講座等への男性の参加者数 （述べ人数）	167人	200人	⇒	150人 （26年度）
子育て支援センターの利用者数 （延べ人数）	16,358人	25,000人	⇒	22,521人 （26年度）
家庭教育学級の参加者数（会員数）	198人	250人	⇒	175人 （26年度）

項目		平成22年度 実績	平成27年度 目標値		平成27年度 実績
介護支援講座の参加者数（述べ人数）		251人	300人	⇒	49人 (26年度)
育児・介護休業を取得しやすいと答えた人の割合	育児休業	17.2%	25.0%以上	⇒	16.8%
	介護休業	15.6%	20.0%以上	⇒	13.2%
職場において男性優遇と感じる人の割合		70.4%	60.0%以下	⇒	62.2%
男女共同参画社会づくり宣言事業所数 （一般事業主行動計画策定、届出が義務付けられている市内の事業所数）		4/25	10/25	⇒	17 (26年度)
家族経営協定締結数		45家族	55家族	⇒	54家族 (26年度)
住みやすいと答える市民の割合		72.9%	80.0%	⇒	72.8% (26年度)
子どもを育てやすいところであると 感じる市民の割合		13.8%	20.0%	⇒	34.9%
各種がん検診受診率	胃がん	18.8%	27.0%	⇒	17.9% (26年度)
	大腸がん	20.5%	34.0%	⇒	25.3% (26年度)
	肺がん	48.0%	52.0%	⇒	44.1% (26年度)
	子宮頸がん	28.7%	33.0%	⇒	28.7% (26年度)
	乳がん	35.7%	40.0%	⇒	34.7% (26年度)
初妊婦の妊婦講座の参加率		66.5%	80.0%	⇒	40.4% (26年度)
育児相談利用者数		718人	800人	⇒	521人 (26年度)
暴力を受けたことがある人の割合		7.1%	0.0%に 近づける	⇒	4.7%

※アンケート調査における目標値は、無回答を含んでいないため、市民意識調査結果と異なる場合がある。

※男女共同参画社会づくり宣言事業所数については、企業規模にかかわらず、事業の推進を行っているため事業所全体数は記載していない。

第3章

施策の内容

第3章 施策の内容

1. 基本理念

男女がいきいき輝くまち・こさい

この基本理念は、女性も男性も、あらゆる世代の誰もお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現を目指すものです。

2. 目指すべき方向性

基本理念である「男女がいきいき輝くまち・こさい」を実現するために必要な、取り組むべき方向性を次の3つとします。

(1) 誰もが認め合うまち

誰もが、お互いを認め合い、尊重し合うことができるまちづくりを進めます。

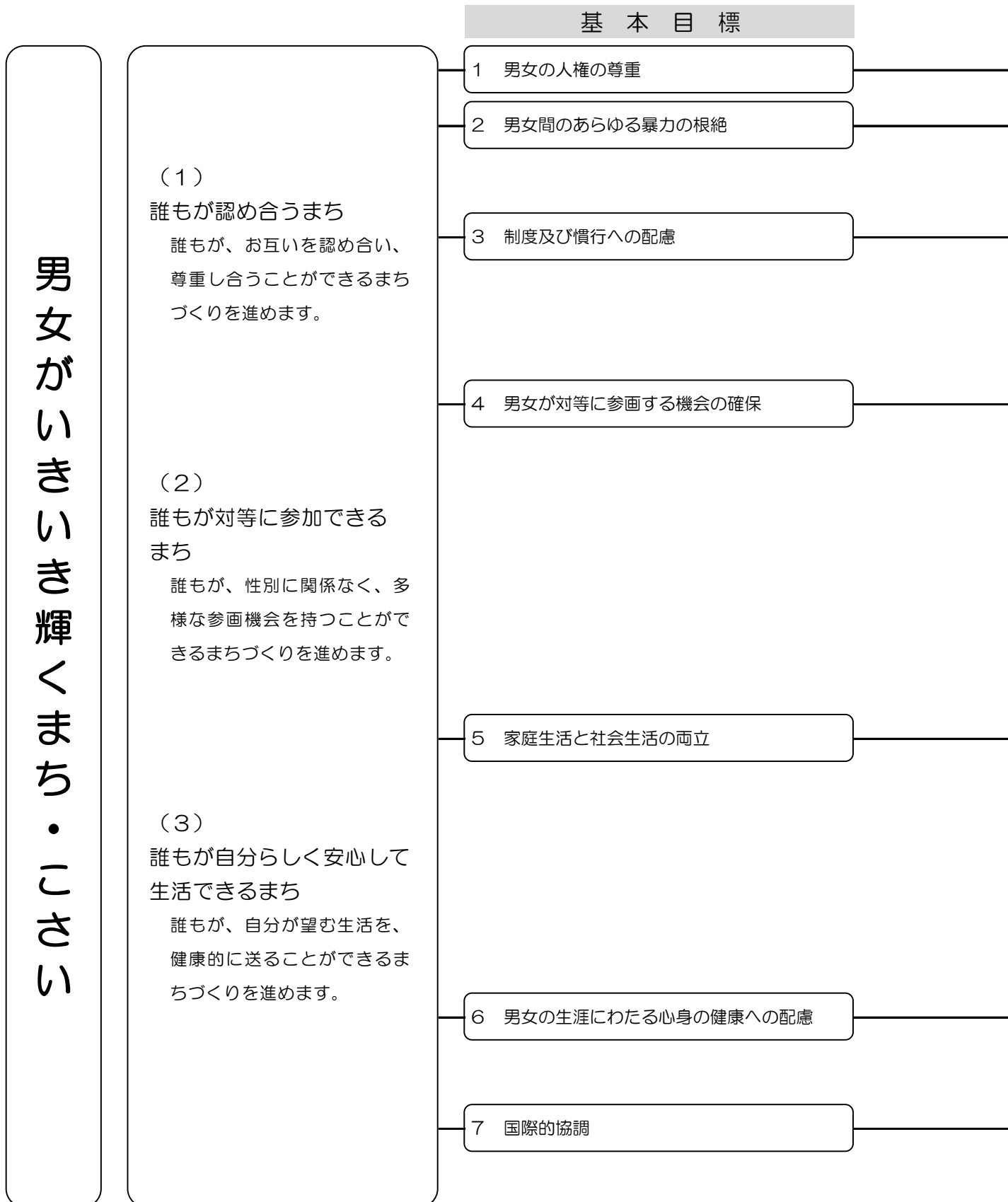
(2) 誰もが対等に参加できるまち

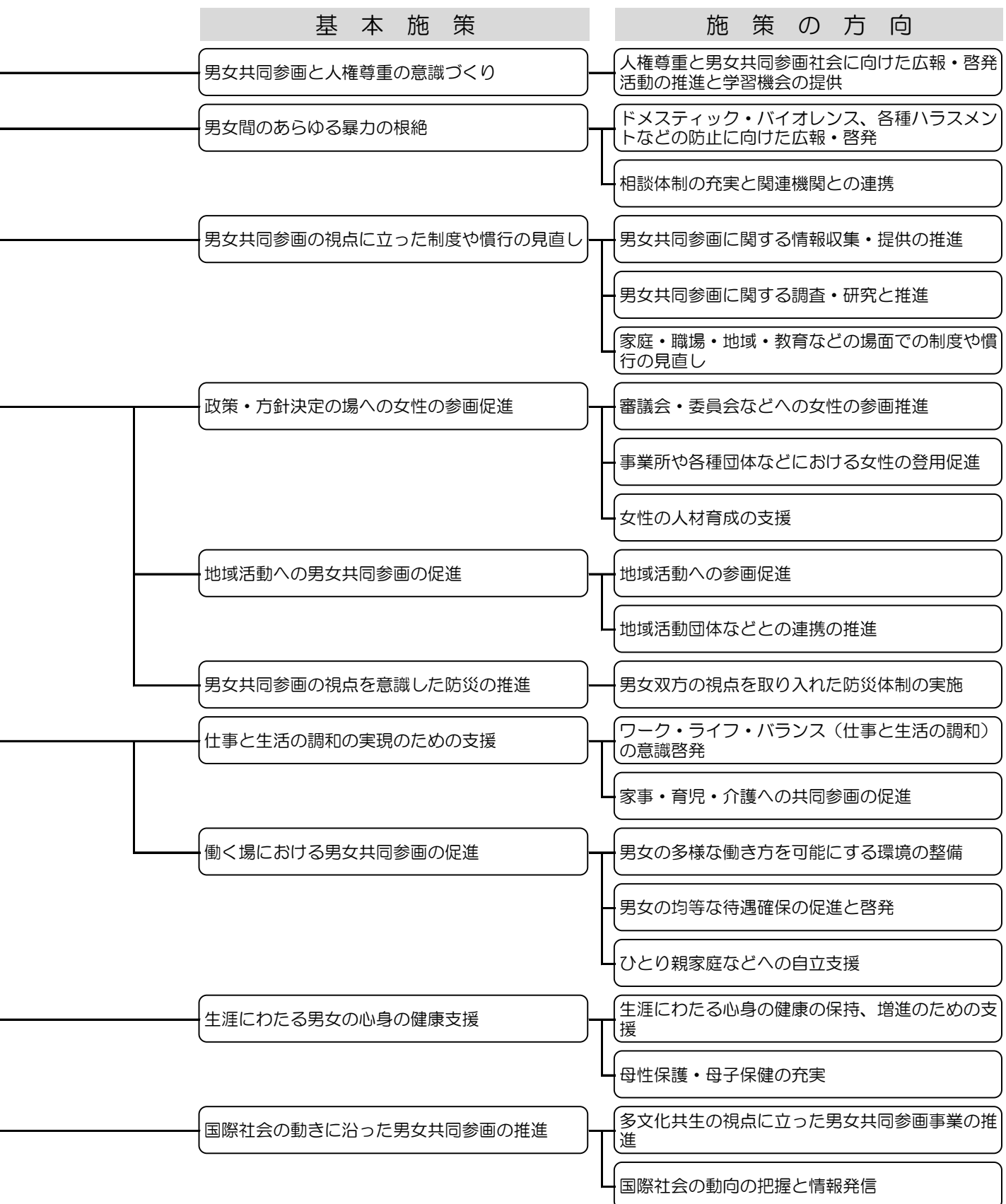
誰もが、性別に関係なく、多様な参画機会を持つことができるまちづくりを進めます。

(3) 誰もが自分らしく安心して生活できるまち

誰もが、自分が望む生活を、健康的に送ることができるまちづくりを進めます。

3. 施策の体系





4. 基本目標及び施策の方向

基本目標 1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画に対する正しい認識と理解を持ち、お互いに認め合うことが必要です。しかし、意識調査の結果から、男女共同参画に対する認識が広く浸透しているとはいえない状況にあります。

市民に対する啓発活動や、各種講座を通じて、男女共同参画に対する正しい認識と理解を深め、男女共同参画を推進するための意識を醸成する必要があります。

<目標指数>

指標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度	69.4%	80.0%
男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	41.7%	50.0%

基本施策 → 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

<施策の方向>

(1) 人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

事業・施策名	内容	担当課
講演会や講座などによる広報・啓発	企業・団体・市民など広い範囲を対象に、男女共同参画や人権の尊重に関する講演会や講座などを実施します。	地域福祉課 市民協働課
広報媒体による広報・啓発	報道機関への情報提供や、ウェブ媒体を用いた情報発信など、あらゆる世代に対して、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を行います。	市民協働課

基本目標 2 男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、その防止や根絶に向けた早急な取り組みが必要となっています。また、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、精神的なドメスティック・バイオレンスであるモラル・ハラスメントといった、新たなハラスメントも問題となっており、早急に対応すべき問題となっています。ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントの認知度は高まっていますが、実際に被害者がドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントを受けていると認識していないケースも多くあるため、概念的な周知・啓発から、具体的なケースの提示を通じた周知・啓発が必要であるといえます。

様々なハラスメントに関する情報を提供し、被害者の相談体制の充実、早期発見・早期解決ができる体制の整備が必要となっています。

<目標指数>

指標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
暴力を受けたことがある人の割合	4.7%	0.0%に 近づける
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	7.4%	0.0%に 近づける

基本施策 ▶ 男女間のあらゆる暴力の根絶

＜施策の方向＞

（１）ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発

事業・施策名	内容	担当課
DV、各種ハラスメント防止の啓発、情報提供	パープルリボン・プロジェクトの実施や、マタハラ、モラハラなど各種ハラスメントに対する正しい知識を市民が持つことができるよう啓発・情報提供を行います。また、男性がDVや各種ハラスメントの防止活動に積極的に参加できるよう、啓発活動を行い、男性サポーターの獲得にも取り組みます。	市民協働課

（２）相談体制の充実と関連機関との連携

事業・施策名	内容	担当課
DV、各種ハラスメントに関する相談事業	DVや様々なハラスメント相談に対応できる相談窓口を設置し、相談しやすく、個人のプライバシーに配慮した相談事業を実施します。	市民協働課
関係機関との連携による早期発見体制の整備	関係機関との連携体制を構築し、DVや各種ハラスメントを早期発見できる体制を整備します。	市民協働課

基本目標 3 制度及び慣行への配慮

「夫は外で働き、妻は家で家庭を守る」という性別による固定的な役割分担意識は、時代と共に解消されつつあるものの、いまだに社会全体に残っています。また、職場や地域活動などの様々な場において、男女平等の考え方が実現されていない現状があります。

性別による固定的な役割分担意識は、個人の個性と能力を十分に発揮することを制約する要因となっています。このような意識を解消していくためには、市民一人ひとりが自らの意識を変えていくことが必要となります。

男女共同参画に関する情報収集や、広報をはじめとした各種啓発活動への取り組み、学習機会の提供などにより、人権尊重や男女共同参画の考え方が必要であるという意識づくりや意識改革を進めることが必要です。

<目標指数>

指標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
各分野における男女の地位が平等になっていると思う割合が20%を超えている分野	5/9分野	9/9分野

基本施策

男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

<施策の方向>

(1) 男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

事業・施策名	内容	担当課
市政情報の収集と提供	市政における男女共同参画に関する情報を関係各課と連携することで収集し、市内公共施設などへのチラシ、パンフレット配布を通じて、市民へ情報提供します。	市民協働課
市外情報の収集と提供	国・県、先進事例を持つ自治体の情報を収集し、市役所だよりなどを通じて、市民へ情報提供します。	市民協働課

(2) 男女共同参画に関する調査・研究と推進

事業・施策名	内容	担当課
意識調査の実施	市民の男女共同参画に対する認知度や理解度、ニーズを把握するために、意識調査を行います。	市民協働課
先進事例の研究	男女共同参画に関する先進的な事例の情報を収集し、市政への反映を検討します。	市民協働課

(3) 家庭・職場・地域・教育などの場面での制度や慣行の見直し

事業・施策名	内容	担当課
講習会や講座などによる意識づくり	市民があらゆる場面での男女共同参画に対する意識を持てるよう、男女共同参画週間での講演会の実施や定期的なセミナーを開催します。	市民協働課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女平等や性に対する意識の教育など、男女共同参画の視点に立った教育をライフステージに合わせて実施します。	学校教育課 幼児教育課 地域福祉課 市民協働課

基本目標 4 男女が対等に参画する機会の確保

誰もがあらゆる分野で個人の個性と能力を十分に発揮するためには、すべての男女が性別に関係なく対等な立場で参画し、活躍できる機会を保証されることが必要です。しかし、行政の政策決定過程や地域活動など多くの分野で男女共同参画が十分に実現されていない状況にあります。

啓発活動や調査研究を進めることで、意識の醸成を図り、男女があらゆる分野で対等な立場で活躍できる環境づくりを進めることが重要です。特に、防災面では依然男性が主要な役職を占める傾向があり、防災面における男女共同参画を推進していくことが急務といえます。

<目標指数>

指標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
審議会などの女性委員の割合	34.4% (26年度)	45.0%
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	23.0%	30.0%
自主防災会役員女性参画割合	1 / 60地区	18 / 60地区

基本施策 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

<施策の方向>

(1) 審議会・委員会などへの女性の参画推進

事業・施策名	内容	担当課
市の審議会などへの女性の積極的な登用	各種審議会などに女性が登用されるよう各課に依頼を行うなど、各種審議会などに女性が登用される環境を整備します。また、各種審議会などへの女性の積極的な登用に全課で取り組みます。	市民協働課 全課

(2) 事業所や各種団体などにおける女性の登用促進

事業・施策名	内容	担当課
各種団体などにおける女性の雇用促進	女性雇用に対する意識啓発のために、企業や市民団体を対象に出前講座を実施します。	市民協働課

(3) 女性の人材育成の支援

事業・施策名	内容	担当課
人材発掘・育成のための学習機会・情報提供	静岡県主催の人材育成講座に受講生を派遣するなど、女性の人材育成に関して学ぶ場を提供します。	市民協働課

基本施策2 地域活動への男女共同参画の促進

<施策の方向>

(1) 地域活動への参画促進

事業・施策名	内容	担当課
地域活動の担い手育成	男女共同参画に関する情報を地域活動団体に提供したり、男女共同参画に関する各種講座を実施したりすることで、地域活動の担い手を育成します。	市民協働課

(2) 地域活動団体などとの連携の推進

事業・施策名	内容	担当課
地域活動団体などへの支援	助成や情報提供により、地域活動団体などを支援します。	市民協働課
地域活動団体との連携	市民活動センターを拠点として、相談体制の整備や情報交換を行い、地域活動団体と連携体制を整備します。	市民協働課

基本施策3 男女共同参画の視点を意識した防災の推進

< 施策の方向 >

(1) 男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施

事業・施策名	内容	担当課
セミナーや研修による啓発	男女共同参画の視点を取り入れた防災に関するセミナーや研修を実施します。	市民協働課 危機管理課
地域における防災活動への女性参画の促進	地域の防災活動に女性が参画できる機会を得られるよう、自主防災会などに啓発活動を行います。	市民協働課 危機管理課
防災に関する意思決定機会への女性参画の促進	市の防災担当部署における女性の積極登用や、防災会議など防災における重要な意思決定の場への女性登用を推進します。	市民協働課 危機管理課

基本目標5 家庭生活と社会生活の両立

少子高齢化やライフスタイルの変化による働き方の多様化に伴い、仕事と家庭生活を両立できる社会が求められています。

女性が、性別にかかわらず活躍できる就労環境はもちろんのこと、男性も家庭生活に深くかかわれるような就労環境を整備することも重要となります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指して、男性の家庭生活などへの参画を促進するとともに、就労の場における男女共同参画の促進や、多様な働き方に対応した子育てや介護を支える環境の整備が必要となっています。

<目標指数>

指標		現状 平成27年度	目標 平成32年度
ワーク・ライフ・バランスの言葉・考え方の認知度		47.4%	50.0%
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合		46.2%	40%以下
男女共同参画社会づくり宣言事業所数		17 (26年度)	25
育児休業・介護休業を取得しやすいと 答えた割合	育児休業	16.8%	25.0%以上
	介護休業	13.2%	20.0%以上

基本施策1 仕事と生活の調和の実現のための支援

<施策の方向>

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発

事業・施策名	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	広報誌や中小企業対象のメールマガジンなどを通じて、広報・啓発を行います。また、広報・啓発においては、必要性・有効性を広報・啓発するだけでなく、ワーク・ライフ・バランスのロールモデルなど、実効性のある情報を発信していきます。	商工観光課 市民協働課

(2) 家事・育児・介護への共同参画の促進

事業・施策名	内容	担当課
男性の家庭生活などへの参画を促す 広報・啓発	男性の家庭生活や育児、介護などへの参画を重視した広報・啓発を行います。	市民協働課
男性を対象とした家事講座などの実施	男性が家事・育児に参画できるよう、男性を対象とした料理教室などを実施します。	市民協働課 健康増進課
男性の育児力向上と子育て意識の醸成	家庭教育サポート講座であるふたば学級の実施や、ふたば学級へ男性が参加するよう広報・啓発を行い、育児力の向上と子育て意識の醸成を図ります。	子育て支援課 社会教育課
男性の介護に関する意識の醸成	男性が介護に参画している事例の情報発信などを通じて、男性の介護に参画する意識を醸成していきます。	市民協働課

基本施策2 働く場における男女共同参画の促進

<施策の方向>

(1) 男女の多様な働き方を可能にする環境の整備

事業・施策名	内容	担当課
育児・介護休業制度の広報・啓発	厚生省の両立支援レベルアップ助成金の事業所への周知などを通じて、育児・介護休業制度の広報・啓発活動を行います。	商工観光課
事業所内保育施設設置の促進	事業所内保育施設運営事業費補助（補助対象事業の3分の1、上限350万円）を行うなど、事業所内保育施設を設置を促進します。	商工観光課
市役所内における男女共同参画の職場づくり	女性職員の積極的登用や性差別のない人事配置、女性職員のスキルアップ研修の実施などにより、市役所内における男女共同参画の職場づくりを推進します。	総務課
女性の多様な働き方に関する支援	起業や資格取得に関する情報提供やセミナーなどを実施することで、女性の多様な働き方を支援していきます。	市民協働課

(2) 男女の均等な待遇確保の促進と啓発

事業・施策名	内容	担当課
「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の普及促進	県との連携や、男女共同参画社会づくり宣言事業所に対する建設工事に係る入札制度における優遇措置などを周知することで、「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の普及促進を行います。	市民協働課 契約管財課
農林水産業など自営業に従事する女性の労働条件・労働環境の整備	家族経営協定推進会議の開催などにより、新規協定締結を促進することで、労働条件・労働環境の整備を行います。	農林水産課
男女の均等な雇用機会と待遇確保の広報・啓発	男女雇用機会均等月間に合わせた市広報誌及び中小企業対象のメールマガジンにより、広報・啓発活動を実施します。	商工観光課

(3) ひとり親家庭などへの自立支援

事業・施策名	内容	担当課
ひとり親家庭への生活支援の充実	生活の自立を図るために、各種手当の支給や助成を、ひとり親家庭を対象に行います。また、就職に有利な技能資格の取得に関する情報や、ひとり親家庭への支援を行う団体の情報などを提供することで、ひとり親家庭への生活支援を充実していきます。	子育て支援課

基本目標 6 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮

誰もが充実した生活を送るためには、性別にかかわらず心身ともに健康であることが重要です。就労におけるストレスは過労死などの社会問題にも直結します。また、女性は特に妊娠・出産など、男性とは異なる心身の不安を抱えています。更に、性と生殖の健康や権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に対する理解も重要となっています。

健康診査の充実や講演会などを通じた意識啓発、更には相談体制の整備を通じて、男女を問わず、心身や性に関する健康の保持・増進に取り組むことが必要です。

<目標指数>

指標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
健康だと感じる人の割合	88.3%	90.0%
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉・考え方の認知度	—	10.0%

基本施策

生涯にわたる男女の心身の健康支援

<施策の方向>

(1) 生涯にわたる心身の健康の保持、増進のための支援

事業・施策名	内容	担当課
性の理解と尊重に向けた意識啓発	広報誌などを通じた情報提供や講演会の実施により、性と生殖の健康や権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に対する理解に向けた意識啓発を行います。	健康増進課 市民協働課
健康に対する意識啓発	各種健康教室の実施や相談体制の整備により、健康に対する意識啓発を行います。	健康増進課
性に対する相談体制の整備	心身の悩みに対して相談しやすい環境や性に対する相談体制を整備します。また、研修を通して職員の意識や理解を深めます。	総務課 市民協働課

(2) 母性保護・母子保健の充実

事業・施策名	内容	担当課
妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発	妊婦講座などへの父親の参加促進や、妊娠・出産に対する正しい知識を発信していきます。	健康増進課 市民協働課
不妊治療に対する支援	不妊治療に対する経済的支援を行います。	健康増進課

基本目標 7 国際的協調

男女共同参画の考え方は在住外国人にとっても必要です。また、男女共同参画の考え方を世界基準で考えていくことも必要です。

在住外国人に対しても、情報を翻訳することを通じて、男女共同参画の理解を深め、世界における男女共同参画の考え方を調査・研究することにより、世界基準の男女共同参画を推進していくことが必要です。

<目標指数>

指標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
在住外国人の相談件数	5件 (26年度)	10件
海外の男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数	—	4回

基本施策

国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

<施策の方向>

(1) 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進

事業・施策名	内容	担当課
各種相談体制の整備	在住外国人も男女共同参画に関する相談ができるよう、多言語に対応した相談窓口を整備します。	市民協働課
在住外国人向けの情報発信	市民向けに発信する情報を複数言語に翻訳することにより、在住外国人への情報発信を行います。	市民協働課

(2) 国際社会の動向の把握と情報発信

事業・施策名	内容	担当課
国際社会の情報の収集と発信	国連婦人の地位委員会に関する情報など、国際社会における男女共同参画に関する情報を収集し、情報発信します。	市民協働課

第4章

計画の推進

第4章 計画の推進

1. 計画を推進する体制の整備

(1) 庁内における推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するために、庁内各課と連携します。また、庁内関係各課長で構成される湖西市男女共同参画推進委員会を設置し、計画実施についての調整、進捗状況の報告・評価などを行います。

また、研修などを通じて、男女共同参画の視点を持った職員を養成します。

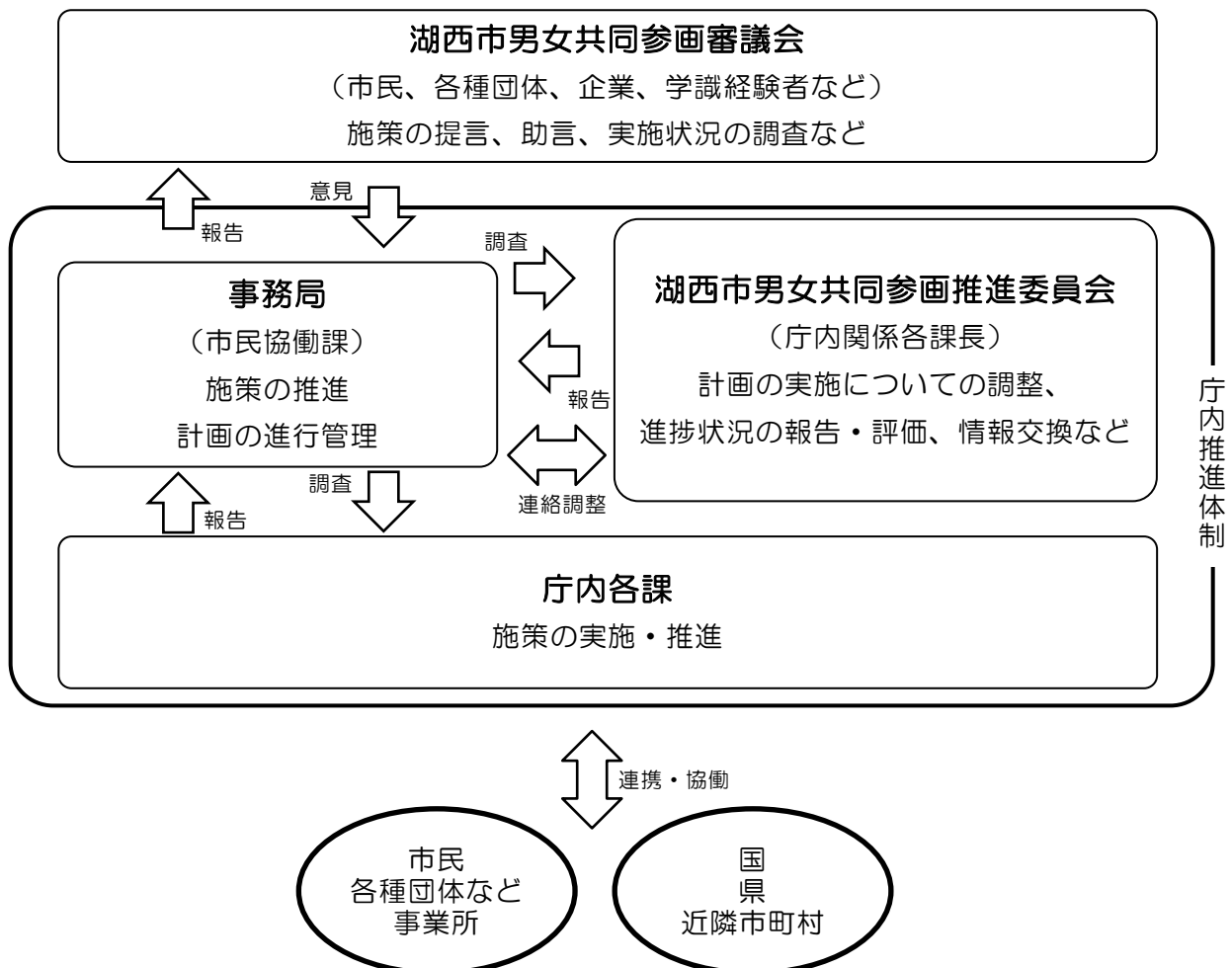
(2) 市民参画による推進

市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・企業・学識経験者などで構成される「湖西市男女共同参画審議会」を設置し、施策の提言、助言などを行える場を設置します。

(3) 国・県との連携及び協力

市単独では解決できない問題に際しては、国や県、更には近隣市町村と連携を行い、計画を推進します。

<推進体制図>



2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開

毎年計画の進捗状況を評価・点検し、進捗状況を報告していきます。

3. 数値目標の設定による推進

計画を実行性のあるものとするために、実施する施策に対する目標を数値化しました。本計画で設定した数値目標は以下の通りです。

項目	現状 平成27年度	目標 平成32年度	
「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度	69.4%	80.0%	
男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	41.7%	50%	
暴力を受けたことがある人の割合	4.7%	0.0%に 近づける	
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	7.4%	0.0%に 近づける	
各分野における男女の地位が平等になっていると思う割合が20%を超えている分野	5/9分野	9/9分野	
審議会などの女性委員の割合	34.4% (26年度)	45.0%	
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	23.0%	30.0%	
自主防災会役員女性参画割合	1/60地区	18/60地区	
ワーク・ライフ・バランスの言葉・考え方の認知度	47.4%	50.0%	
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合	46.2%	40%以下	
男女共同参画社会づくり宣言事業所数	17 (26年度)	25	
育児休業・介護休業を取得しやすいと答えた割合	育児休業	16.8%	25.0%以上
	介護休業	13.2%	20.0%以上
健康だと感じる人の割合	88.3%	90.0%	

項目	現状 平成27年度	目標 平成32年度
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉・考え方の認知度	—	10.0%
在住外国人の相談件数	5件 (26年度)	10件
海外の男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数	—	4回

第5章

参考資料

第5章 参考資料

1. 関連法令

湖西市条例第 38 号

湖西市男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 基本施策（第 11 条—第 19 条）

第 3 章 推進体制（第 20 条—第 28 条）

第 4 章 湖西市男女共同参画審議会（第 29 条—第 34 条）

第 5 章 雑則（第 35 条）

附則

全ての人が、お互いの人権と個性の多様性を大切にし、自らの意思により、能力を十分に発揮できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等に向けた様々な取組が進められてきました。

湖西市においても、「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を策定し、様々な施策を実施してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女平等の実現にはなお一層の努力が求められています。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、外国人居住者の増加等社会経済情勢の変化に対応し、誰もが対等な立場で活躍できるまちであるためには、自然と産業にめぐまれ、市民活動が盛んな本市の特性をいかしつつ男女共同参画の推進に、より一層取り組むことが重要であり、全てのの人に、均等に責任を負って社会に参画する機会を付与することが必要です。

ここに、私たちは、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進し、市民が誇れる未来のあるまちづくりに資するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又は市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民団体 自治会、町内会、PTA、特定非営利活動法人その他の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協力して行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及び次に掲げる事項が留意されること。
 - ア 男女共同参画の推進に当たっては、性同一性障害を持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮しなければならない。
 - イ 男女共同参画の推進に当たっては、女性が直面している課題や女性の参画促進だけに注目するのではなく、男性が直面している課題への取組、男性の参画が少ない分野への男性の参画促進にも努めなければならない。
- (2) 男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として市の施策並びに事業者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され、その実現のために積極的格差改善措置が講ぜられること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として共に役割を担い、かつ、学校、職場、地域

その他の社会生活における活動に平等に参画できるよう、仕事と生活の調和（第 15 条において「ワーク・ライフ・バランス」という。）に配慮されること。

(6) 男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。

(7) 男女共同参画の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、全ての人があるその推進について積極的に協力し合うこと。

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育関係者と協力して行うとともに、国及び県その他の地方公共団体と連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が行う男女共同参画を推進するための活動の支援に努めるものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置及び必要な体制の整備をするよう努めるものとする。

5 市は、自らも事業者の一員として、男女共同参画を率先して推進するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について関心を持ち、理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において自主的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、基本理念に基づき、就労者が職業生活と家庭生活その他の社会における活動とを両立できるよう就業時間等の規則及び職場環境を整備するとともに、その事業の業務における方針の立案及び決定の過程に男女が平等に参画できる機会を確保する等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、就労者に対し、男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民団体の責務）

第 7 条 市民団体は、その運営又は活動の意思決定に男女が平等に参画し、共に責任を担う環境を整備するとともに、男女が互いに能力を発揮できるよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第 8 条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、男女共同参画の理念をよく理解し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第 9 条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別を理由として個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第 10 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

第 2 章 基本的施策

(意識づくりの促進)

第 11 条 市は、男女共同参画の意識づくり及び意識改革を進めるため、啓発活動及び学習機会の提供を行うものとする。

(政策・方針決定の場における促進)

第 12 条 市は、市の政策又は方針の策定に関する審議会が審議を行い、又は事業者、市民団体若しくは教育関係者がその方針を決定するに当たっては、男女共同参画を促進するための情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(地域活動における促進)

第 13 条 市は、自治会、町内会、PTA 等地域活動において男女が共に参画できるよう、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(雇用における促進)

第 14 条 市は、雇用における男女共同参画社会の形成を促進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(仕事と生活の調和の促進)

第 15 条 市は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(男女の生涯にわたる健康の促進)

第 16 条 市は、市民が性差に関する理解を深め、男女が共に生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(暴力の根絶)

第 17 条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性に起因する暴力への不安や恐れがないことは、男女が個人として十分に能力を発揮するための最低限の

条件であることから、男女共同参画の推進においては、暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進するものとする。

(防災における促進)

第 18 条 市は、防災（災害復興を含む。）に係る施策及び現場における男女共同参画を促進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

(多文化共生における促進)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進に当たって、多文化共生社会を目指すまちづくりに関する事業との連携に努めるものとする。

第 3 章 推進体制

(男女共同参画の計画)

第 20 条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これに基づく施策を実施しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第 29 条の湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 21 条 市長は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(実施状況の報告)

第 22 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、第 29 条の湖西市男女共同参画審議会の意見を付して公表するものとする。

(事業者、市民団体及び教育関係者からの報告)

第 23 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者、市民団体及び教育関係者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言することができる。

(調査及び研究)

第 24 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び効果的な実施のため調査及び研究を行い、その成果の活用にあつては努めるものとする。

(情報提供及び広報活動)

第 25 条 市は、男女共同参画の推進について市民、事業者、市民団体及び教育関係者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて相談体制及び支援策を含む情報の提供を行うものとする。

2 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 26 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、男女共同参画社会の実現を目指して活動する市民団体のネットワークと協働し、その活動及び取組を支援するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進員を置くことができる。

(積極的格差改善措置)

第 27 条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女間に生じていると認めるときは、市民、事業者、市民団体及び教育関係者と協力し積極的格差改善措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、政策決定過程への女性の参画を推進するため、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の任命又は委嘱をするに当たっては、積極的に女性の任命又は委嘱をし、積極的格差改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第 28 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り適切に対応するよう努めるものとする。

第 4 章 湖西市男女共同参画審議会

(設置)

第 29 条 市に、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 30 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 第 20 条第 2 項及び第 22 条の規定に基づき市長に意見を述べること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要な施策その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。

(組織及び委員)

第 31 条 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満としないものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 32 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 33 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 34 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

第 5 章 雑則

(委任)

第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 基本計画が定められるまでの間、平成 24 年 2 月に定められた「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を基本計画とみなす。

2. 計画策定の経緯

男女共同参画審議会

開催日	回	内容
平成27年6月12日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・平成26年度男女共同参画推進プラン進捗状況等について ・「女と男プランこさい」の改訂について ・市民意識調査案について
平成27年10月23日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査結果について ・次期男女共同参画プラン案について
平成28年1月15日	第3回	

男女共同参画推進委員会（庁内）

開催日	回	内容
平成27年5月29日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度男女共同参画推進プラン進捗状況等について ・「女と男プランこさい」の改訂、市民意識調査案について
平成27年10月15日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査結果について ・次期男女共同参画プラン案概要について
平成28年1月14日	第3回	

市民意識調査・パブリックコメント

開催日	内容
平成27年 7月7日～7月21日	市民意識調査の実施 調査対象：湖西市在住の18歳以上の男女1,500人 調査方法：郵送配布・郵送回収 有効回収率：513票（34.2%）
平成28年 1月25日～2月12日	パブリックコメントの実施

3. 委員名簿

氏名	所属	備考
池田恵子	静岡大学教育学部（教授）	会長
伊藤小夜子	湖新楽交流会	副会長
山下美恵子	新居町婦人会	
岩崎典子	県立湖西高等学校（副校長）	
荒井千鶴子	NPO法人浜松カウンセリングセンター	
末吉由佳	外国にルーツのある市民	
三浦光雄	湖西市民生委員児童委員協議会副会長	
笠木正憲	FDK(株)人事勤労部長	
原道也	弁護士	
五味道隆	公募市民	

4. 用語解説

湖西市男女共同参画プラン

平成28年3月 湖西市

発行：湖西市 企画部 市民協働課

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地

(TEL) 053-576-4560